

平成21年度 国立大学法人東京医科歯科大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

○学士課程

- ◇教養教育と学部教育との連携・接続性を一層強化するため、教育推進協議会にワーキンググループを設置して検討を行う。
- ◇体験型学習・視聴覚実習の点検・評価を行い、その拡充を図り、併せて e-learning の教材の拡充を図る。
- ◇教養部と各学部との連携教育及び学年進行に沿った視野の広い人間教育についての評価・見直しを行い、さらなる充実を図る。
- ◇医療人養成に必要な一貫した教育プログラムの見直しと拡充を図る。
- ◇国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、教育体制の充実を図る。
- ◇MD-PhD コース、DDS-PhD コース編入への動機付けを進め、一貫した教育プログラムの推進を図るとともに、リサーチ・マインド養成のためのカリキュラムを強化する。

○大学院課程

- ◇学生の派遣・受け入れを積極的に推進し、支援体制の強化を図る。
- ◇e-learning 等の充実を図り、社会人・社会人大学院生が履修しやすい環境の整備と拡充を図る。
- ◇社会人の積極的な受け入れを継続するとともに、プログラムの見直しを行い、充実を図る。
- ◇研究科内・研究科間における横断的教育研究体制の見直し・充実を図る。
- ◇国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、教育体制の充実を図る。
- ◇四大学連合によるさらなる教育・研究体制の充実を図るとともに、新たな複合領域コースの開設を通じて単位互換の拡大・充実を図る。
- ◇実践的研究能力を育成するため、コース並びにカリキュラムの充実を図る。

○教育の成果・効果の検証に関する方策

- ◇教育の成果・効果の検証を継続的に行うとともに、学部・大学院学生の教育研究指導体制の充実を図る。
- ◇教育・研究・臨床等に関わる情報の公開についてホームページ・広報誌等を通じてさらなる充実を図る。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ◇入学者選抜方法の見直し、改善を図るとともに、広報活動・情報公開・セミナー等を通じて、学内外に本学の特質とアドミッションポリシーの周知を積極的に進める。

○教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ◇各学部・学科が進める教育内容・教育体制を教育理念に照らして見直し、充実を図る。
- ◇早期臨床体験・視聴覚実習等のプログラムについて見直し、充実を図る。また、継続的にマルチメディア教材の拡充を図る。
- ◇学士課程での科学英語、医学英語の教育の充実を図り、博士課程での英語による講義の充実を図る。
- ◇自己点検・評価を継続して実施し、それを基に教育方法、教育プログラムの改善にフィードバックする。
- ◇四大学連合憲章に基づき、学士課程においては魅力ある独自の教育プログラムのさらなる拡充を進めるとともに、博士課程においては社会のニーズに応える新たなプログラムの整備を進める。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ◇新入生オリエンテーションにおいて患者との対話体験を継続し、また各学年ごとに医療人形成のためのカリキュラムの充実を図る。
- ◇医学部・歯学部共に臨床実習直前、一定の期間、基礎研究、臨床研究を体験させ、アカデミックドクターの基盤を作る。
- ◇早期臨床体験・視聴覚実習等のプログラムについて見直し、充実を図る。また、継続的にマルチメディア教材の拡充を図る。
- ◇継続的に学外体験実習の充実を図るため、学外の協力施設の拡充を図る。
- ◇大学院生の教育・研究環境の整備を継続的に進める。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ◇客観的成績評価について、良問の集積、教員研修等により精度の向上を図る。
- ◇教員のFD研修を継続的に進める。
- ◇臨床実習の評価システムの点検、整備を継続して行う。
- ◇成績評価システムの点検と改善を継続して行う。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ◇教員の業績評価を見直し、実施する。また、教員の選考・適正配置について、継続的に検討・実施する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ◇教育の質の向上を図る上で、図書館も含め必要な教育機器、環境設備、資料の拡充を

図る。

◇早期臨床体験・視聴覚実習等のプログラムについて見直し、充実を図る。また、継続的にマルチメディア教材の拡充を図る。

◇教育資源の有効活用を図るため、施設・設備の共同利用・共有化を進める。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

◇教員の教育業績評価の実施及び見直しを行う。

◇学生による授業評価方法についてオンラインによる評価の拡充を図るとともに、教員のFD活動にフィードバックする。

◇全国の医学部・歯学部で行われている教育シラバス、カリキュラムを調査し、解析する。

◇国内の大学の教育資料の収集と分析を行うとともに、モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けての作業を進める。

◇医歯学教育システム研究センターの学習知識・技能に関する到達度評価方法の調査研究・開発を支援する。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

○支援体制

◇新入生オリエンテーションにボランティア活動を組み入れて実施するとともに、学習・生活支援の充実を図る。

◇学年担任並びに保健管理センターによる学生のメンタルヘルス・ケアのサポート体制の強化を図る。

○修学・生活相談、健康管理

◇アカハラ・セクハラ相談窓口の強化を図る。

◇学年担任並びに保健管理センターによる学生のメンタルヘルス・ケアのサポート体制の強化を図る。

○就職・修学・経済支援

◇就職支援体制の強化を図る。

◇学生寮の整備のあり方について検討を進める。

◇四大学連合が所有する研修施設の有効活用を図る。

◇全学的な奨学制度の充実を図る。

◇子供のいる学生に対する支援として保育施設の整備等について検討する。

○留学生支援

◇留学生の日本語教育の充実を図るとともに、科学英語、医学英語教育への積極的参加を促す。

◇マルチメディア教材の英語化等、留学生の教育研究環境の向上について、引き続き検討する。

◇カウンセリングやアドバイジングなど、留学生の生活相談の充実を図る。

◇留学生用住居の確保等、経済的生活支援の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準を達成するための措置

【医歯学総合研究科】

◇外国人を含む若手研究者の研究推進制度を推進する。

◇国内外の大学との連携による研究体制のさらなる推進を図る。

【保健衛生学研究科】

◇看護学・検査学における実践的研究能力の育成を行うための研究システムの構築をさらに推進する。

【生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部】

◇教育研究基盤の整備を行う。

【生体材料工学研究所】

◇連携大学との連携強化や客員教員制度の積極的な活用などにより、国内外の優秀な研究者との研究交流を図る。

◇バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する理論を構築し、最先端素材の創出と分子デバイスから人工臓器を包含する応用研究を展開する。

【難治疾患研究所】

◇海外の一流研究者の招聘を行うなど、国際的な難治疾患研究体制の構築を行う。

◇優秀な研究者を確保できる体制を構築する。

◇難治疾患研究を推進するために、研究体制をさらに整備するとともに、客員研究部門を活用し、革新的研究手法の導入及び応用研究を行う。

【教養部】

◇異分野境界領域研究に関する共同研究を推進する。

【附属図書館】

◇オンラインジャーナルや文献情報検索用データベースの見直しを図り、さらなる充実に努める。

【21 世紀 COE プログラム】

◇グローバル COE プログラム「歯と骨の分子疾患科学の国際教育研究拠点」において国際的な研究拠点の形成を推進する。また、脳統合機能研究センターを中心として基礎・臨床融合型の研究活動を充実・発展させる。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

◇広報活動の強化とITの活用等により、研究成果を広く社会へ公開するとともに、社会への還元体制の充実を図る。

◇オープンラボの活用や知的財産本部・TLOの活用等により、産学連携を積極的に推進

する。

◇研究成果をタイムリーにかつ的確に情報提供できる体制整備を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ◇自己点検・評価及び外部評価などの結果を研究実施組織の検討に活用し、基礎と臨床の融合や、組織の枠を超えた研究体制の構築を図る。
- ◇国内外の大学との連携による教育・研究体制の推進を図る。
- ◇研究教育活動に係る評価を継続して実施するとともに、研究実施体制の見直しに活用するための評価制度の充実を図る。
- ◇国際交流協定の締結などにより、学生、教員の交流などを行い、客員教員制度や共同研究プロジェクトなどを効果的に活用することで、研究スタッフの充実を図る。
- ◇優秀な研究者を確保するため、自己点検・評価及び外部評価などの結果を活用し、インセンティブ付与を行う体制を構築する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ◇戦略的・先導的研究活動へ重点的に研究資金を配分するための体制の充実を図る。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ◇先端研究支援センター、疾患遺伝子実験センター等の学内共用施設の学部、研究科、研究所等への研究支援体制の見直しを行い、研究設備の共有化の推進等による効率的な運用と研究者へのサービスの充実を図る。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ◇海外技術移転機関と本学シーズの技術移転に関する連携、海外イベント出展により海外特許出願を活性化させる。国内においても、引き続き、本学の研究開発成果を、関連企業へ技術紹介・技術移転交渉などライセンス活動を推進し、実用化を図る。また、成果有体物に関する規則、取扱等を学内に周知徹底し、有償提供成果有体物にかかる体制整備を進める。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ◇研究組織及び個々の教員の研究活動、研究実施体制、教育・診療社会貢献等に関する客観的な評価を継続して実施する。
- ◇自己点検・評価及び外部評価結果を研究組織の見直しや重点研究プロジェクトの検討に活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○社会との連携協力のための方策

- ◇公開講座や短期履修コース等を開催し、本学の持つ知識・情報・技能等を社会に還元

する。

- ◇企業等との連携分野の設置、関係研究機関等との連携強化等により、積極的に外部との交流を進めるとともに、本学の技術をPRし技術移転の拡大を図る。
- ◇四大学が参画する大学院医療管理政策学(MMA)コースにおける教育研究を充実化し、医療制度改革に必要な諸情報の収集と提供を行う。
- ◇四大学連合などの枠組みを利用し、従来の医学・歯学・保健衛生学の領域にとらわれない新たな内容の公開講座等の一層の充実を図る。

○国際交流・協力のための方策

- ◇国内外の大学、研究機関、公的機関等との交流を深め、客員教員制度などの積極的な利用や新たな研究者派遣事業などの検討により、教育・研究・診療に係る人的交流を推進する。
- ◇国内外の優れた研究・教育拠点と連携し、本学の特色を活かした研究の成果を発信するとともに、人材育成を行うための国際的研究・教育拠点を形成する。
- ◇留学生を対象に、英語による授業、演習、実習教育が恒常的に行えるように教育体制の整備を図るとともに、積極的に短期交換留学生の受け入れを推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【医学部附属病院】

- ◇引き続き、各種データの評価・分析を用いて、組織の活性化を推進するとともに、第Ⅱ期中期計画に向けた病院の管理運営体制についても検討する。
- ◇前年度に引き続き、部門別診療科別原価計算データの精度向上を図るとともに、患者別原価計算についてもデータの精度向上を図る。病院運営会議における部門別診療科別原価計算表の提示、各診療科長等へ経営状況の周知を図り経営の効率化を推進する。
- ◇引き続き、設備更新5ヵ年計画をもとに、平成 21 年度における整備更新を実行する。また、第Ⅱ期中期計画に向けた6ヵ年整備計画を策定する。
- ◇特に化学療法に関するプロトコルの活用を一層促進し、患者に対する安全で質の高い医療提供に努める。また、安全管理研修会等を継続して定期的に行い、病院全職員に安全管理の徹底を図る。
- ◇患者支援体制の充実を図るとともに、情報公開等を継続的に行い、患者サービスの向上に努める。
- ◇引き続き、研修会等を通じ個人情報保護法の啓発に努める。
- ◇引き続き、東京消防庁や関係機関等との連携協力を充実させる。また、救急患者の受け入れを積極的に行うとともにドクターカーを導入し、より一層救急医療に貢献する。
- ◇引き続き、救命・救急センターにおいては、診療科枠を超えた患者中心の安全かつ迅速な医療を提供するため、各診療科との連携を推進する。

- ◇引き続き、病診連携・医療連携を推進するため、定期的に病院ホームページ等の更新を行い、病院情報提供に努める。
- ◇引き続き、救命救急センターの両附属病院の合同協力体制を基盤とした合同協力体制を維持する。
- ◇がん治療センターを中心に、院内がん診療部を運営し、がん治療体制を充実させる。
- ◇引き続き、先進医療の開発を推進しながら、専門的医療(特に PET/CT 検査、外来化学療法)を実践する。
- ◇継続して、最新の医療セミナーを開催し先端医療知識の理解と普及を図る。また、医療に関連した臨床研修を開催し医療従事者の資質の向上と医療レベルの向上を図る。
- ◇国における臨床研修制度の在り方検討会の検討状況を見据えつつ、引き続き、関連施設の指導医等との情報交換を密にし、卒前・卒後研修プログラムの質的向上を図る。
- ◇国における臨床研修制度の在り方検討会の検討状況を見据えつつ、引き続き、EPOC(オンライン評価システム)を活用し、指導医、研修医との話し合い、意見聴取等を行い、評価体制・卒後研修のプログラムの充実を図る。

【歯学部附属病院】

- ◇管理運営体制の更なる強化を図るため、各種病院関連データに基づき、病院長のリーダーシップのもと、ユニットの配分、医員の配分の見直しを図る。
- ◇病院運営会議において、各診療科長等に部門別診療科別原価計算表を提示し、経営状況を認識させることなどにより、経営の効率化を推進する。
- ◇現在の情報管理システムの分析を行い、同システムの機能改善について検討を行い、次期中期計画案を作成する。
- ◇病院将来構想ワーキング及び病院運営企画会議で検討した診療面積の拡充及び患者アメニティ等の充実について、可能なものから実現させる。また、病院の施設・整備等再開発について次期中期計画案を検討する。
- ◇医療法改正による医薬品、医療機器安全使用のための研修会を実施し、中期計画の実施状況を精査、分析し、更なる医療安全の徹底を図る。
- ◇定期的に病院ホームページ等の更新を行い、病院情報提供に努める。
- ◇患者のニーズをより反映した各診療科外来の充実・診療組織の再編について検討し、次期中期計画案を作成する。
- ◇医学部附属病院との連携を強化して、安全管理面、患者サービスの向上を図る。
- ◇救命救急センターへの具体的な協力体制を構築する。
- ◇歯科器材・薬品開発センターによる歯科材料に関する治験関係等の収集した情報・要望等を調査分析し、医療ニーズの高い歯科材料の迅速な医療現場への導入を目指す。また、歯科領域における医療機器・器材の開発・治験を行う体制を整備する。
- ◇引き続き、研究成果の臨床への応用や先端歯科医療の導入を進め、研究成果の臨床

への応用を促進する。

- ◇いびき無呼吸歯科外来の更なる充実のため、医学部附属病院との連携を強化する。
- ◇地域歯科医療連携センターのスタッフを充実させ、地域の診療所及び病院の歯科医師との連携を強化する。
- ◇必修化3年目の歯科医師臨床研修制度の実施状況に基づく問題点を整理・改善し、スムーズな運用の構築を図る。
- ◇口腔保健教育研究センター及び歯科臨床研修センターを統合する歯科総合研修センターの設置を検討する。

(3) 研究所に関する目標を達成するための措置

【生体材料工学研究所】

- ◇国内外の大学や研究施設との連携を強化し、バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する情報・知識の集積を図り、基礎研究・応用研究を進展させる体制を整備する。
- ◇プロジェクトラボを整備し、先端研究を積極的に推進する体制の構築を図る。
- ◇若手研究者の育成及び学生の教育体制等の見直しを進める。
- ◇組織や部門の枠にとらわれない資源配分の仕組みや、研究基盤・支援体制を推進する。
- ◇先端医療へのナノバイオサイエンスの応用や、バイオインスパイアード・バイオマテリアルの創製と応用、バイオシステムエンジニアリングの先端医療への応用等、本研究所における重点領域について積極的に推進する。

【難治疾患研究所】

- ◇国内外の大学や研究施設との連携を強化し、研究者交流や共同研究を積極的に推進し、難治疾患の病態基盤に対する研究体制を強化する。
- ◇先端的な難治疾患研究に対応した研究体制・研究基盤を推進する。
- ◇社会的ニーズに柔軟に呼応可能な研究体制の推進を図る。
- ◇疾患生命科学研究所・生命情報科学教育部との連携を強化し、難治疾患研究基盤と基礎生命科学基盤を融合した学際的研究を推進する。
- ◇若手研究者の育成を図る。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○教育活動の基本方針に関する具体的方策

- ◇歯学部及び歯学部附属病院との連携を強化し、歯科技工士学校教育の質の向上を図る。

○学校教育・運営体制に関する具体的方策

- ◇歯科技工学に係わる学問領域の見直しを図り、高度専門職業人の養成について継続的に検討する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○効率的な組織運営のための方策

- ◇各推進協議会、各戦略会議において、大学運営に関する企画立案、経営戦略を推進する。
- ◇大学運営の意志決定に当たって調査・企画等に関して支援を推進する。

○戦略的な学内資源配分の実現のための方策

- ◇経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を推進する。
- ◇教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ◇教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムを構築する。
- ◇必要に応じ教育、研究、診療の各組織のあり方を検討し、組織体制や人員配置を見直す。
- ◇学生の諸問題に係わる担任、保健管理センターの現状を見直しつつ、スチューデントセンターの設置に向けて検討する。

○教育研究組織の見直しの方向性

- ◇海外の大学と積極的な連携を行う。
- ◇在学生の成績評価、就学態度、卒後の追跡調査を行い、入学者選抜方法、教育内容・システムの見直しを継続的に進める。
- ◇重点的研究テーマについて、組織を超えた連携を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○全職員共通の人事に関する目標達成のための措置

- ◇再構築した人事評価を着実に実施するとともに、処遇に反映させる。
- ◇全学的視点から人件費のより効率的な運用を推進する。

○その他の職員の人事に関する目標達成のための措置

- ◇職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修の継続的な実施を行う。
- ◇専門性の向上を目的とした特定職種の職員に対する研修の継続的な実施を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織編成の方策

- ◇必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。
- ◇組織業務の恒常的な見直しを行う。

○事務職員の専門性向上のための方策

◇事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修を実施する。

○事務処理の合理化・効率化のための方策

◇事務処理の合理化・効率化を推進する。

◇外部委託が適切と判断される業務について、外部委託を推進する。

◇事務の電子情報化を推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

◇外部資金の獲得強化のための学内のプロジェクト体制を推し進めるため、研究推進協議会において、トップダウンによる大型プログラムの獲得のための方策を検討する。

◇外部の各種資金の情報窓口として、マッチングファンドやベンチャー支援に関わる各種の助成金情報を学内に周知していく。また、競争的資金に係るプログラムの制度の内容や資金経理における重点事項を含め、資金獲得のための方策について、教員に対する説明会を積極的に実施し、外部資金の獲得を図る。

◇ホームページを充実し、本学の研究成果の公表や学内 TLO の活動における各種イベントで本学シーズを PR し、認知度を高め、受託研究や共同研究等の外部資金の獲得増を図る。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

◇継続して、高度機能を有する医療機関で実施が可能な高付加価値ドックの実現可能性及び院内での連携・体制について検討する。

◇継続して、薬品、医療材料の購入価格の見直しに努めるとともに、医療材料の物流の見直し等を行い経費節減と効率化を図る。

◇情報管理システムのスムーズな運営と私費料金の定期的な見直しを図る。

◇知的財産本部と一体化された学内 TLO による関連企業への技術紹介や技術移転交渉、また、国内外の技術移転機関を活用したライセンス活動を積極的に進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

◇事務の効率化・合理化の観点から、外部委託が適切な業務について一層の推進を図る。

◇ホームページに掲載している管理的経費使用実績の項目の拡大を図り、より一層の経費節減に対する意識啓発を行う。

◇引き続き、資産の一元管理下で、資産の稼働状況を速やかに把握し、共同利用の推進を図る。

- ◇医歯学総合研究棟(Ⅱ期)の竣工を目前に控え、新たに発生する管理コストについて分析検討し、一般管理費の更なる見直しに努める。

○人件費の抑制に関する具体的方策

- ◇総人件費改革の実行計画に沿った人件費の1%削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○財源の多様化に関する方策

- ◇学内の資金運用範囲の拡大について、さらに検討を行う。
- ◇企業や関係研究機関との連携、技術移転活動の国内外での展開で財源を確保する。

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ◇設備の稼働状況や資産内容を速やかに把握するとともに、遊休資産を学内通知等により周知し、効率良く運用する。
- ◇引き続き、資産の効率的、効果的な運用を行うための方法、リスク管理及び運用額の拡大等について、さらに検討を行う。

○本学の着実な発展を確保するため、必要となる資産の危機管理対策の確立

- ◇自然災害や事故災害などの予防的措置を実施する。
- ◇リスクによる被害を最小にするための各種訓練を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ◇大学評価・学位授与機構の機関別認証評価を受審する。
- ◇インターネット等を活用し、評価結果を適切に公表する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ◇評価結果を大学運営に係る各検討組織の審議に適切に反映させる。
- ◇教職員に評価結果を周知する。
- ◇評価結果の活用状況の検証を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ◇大学情報の収集・管理体制の充実を図る。
- ◇中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行う。
- ◇入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。
- ◇研究者総覧データベースを充実する。
- ◇大学公式ホームページを充実する。

◇広報の充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の有効活用に関する具体的方策

◇全学的かつ経営的視点に立った施設運用(スペース管理)及び機能確保(質的管理)を推進する。

◇全学または部局等で共用する教育研究スペースの拡充を図る。

○施設等の維持管理に関する具体的方策

◇総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に推進する。

○施設等の整備に関する具体的方策

◇教育・研究・診療に係る施設等について、中・長期的な視点で具体的な整備を実施する。

◇国際化、情報化の進展及び実験研究の高度化に対応した施設整備計画を推進する。

◇産学官連携等に対応した整備計画を推進する。

◇自己財源の確保や新たな整備手法を導入した施設整備を推進する。

◇組織の流動化に対応したスペースを確保する。

◇安全(耐震性能の確保等)や環境、バリアフリー対策等に配慮した整備計画を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理体制に関する具体的方策

◇労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。

◇施設等の現状を把握し、安全性を確保するため、巡回点検等で把握した結果を点検・評価する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

49億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として

借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
予定していない。

Ⅸ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に
充てる。

Ⅹ その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・湯島地区総合研究棟新営工事 ・小規模改修	総額 3,892	施設整備費補助金 (3,859) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (33)

注1) 百万円未満切捨てにより表示しております。

注2) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備
や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 再構築した人事評価を着実に実施するとともに、処遇に反映させる。
○全学的視点から人件費のより効率的な運用を推進する。
○労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。
○職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修の継続的な実施を行う。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数1,307人

また、任期付職員数の見込みを611人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み18,929百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙)予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,754
施設整備費補助金	3,859
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	1,280
国立大学財務・経営センター施設費交付金	33
自己収入	27,411
授業料、入学金及び検定料収入	1,642
附属病院収入	25,476
財産処分収入	0
雑収入	292
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,054
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	3,626
計	56,019
支出	
業務費	40,324
教育研究経費	12,964
診療経費	27,360
一般管理費	2,412
施設整備費	3,892
船舶建造費	0
補助金等	1,280
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,054
貸付金	0
長期借入金償還金	5,055
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	56,019

注)百万円未満切捨てにより表示しております。

[人件費の見積り]

期間中総額18,929百万円を支出する(退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額12,179百万円)

※「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額12,243百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額4,511百万円

※「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額2,901百万円、前年度よりの繰越額958百万円

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額164百万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	46,120
業務費	41,002
教育研究経費	4,829
診療経費	13,694
受託研究経費等	1,342
役員人件費	181
教員人件費	8,718
職員人件費	12,235
一般管理費	743
財務費用	1,287
雑損	0
減価償却費	3,087
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	48,665
運営費交付金収益	16,082
授業料収益	1,326
入学金収益	194
検定料収益	45
附属病院収益	25,530
受託研究等収益	1,342
補助金等収益	1,244
寄附金収益	1,168
財務収益	35
雑益	932
資産見返運営費交付金等戻入	353
資産見返補助金等戻入	28
資産見返寄附金戻入	321
資産見返物品受贈額戻入	62
臨時利益	0
純利益	2,545
目的積立金取崩益	575
総利益	3,121

注) 百万円未満切捨てにより表示しております。

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	70,093
業務活動による支出	41,655
投資活動による支出	8,108
財務活動による支出	6,256
翌年度への繰越金	14,073
資金収入	70,093
業務活動による収入	47,417
運営費交付金による収入	15,710
授業料、入学金及び検定料による収入	1,642
附属病院収入	25,476
受託研究等収入	1,342
補助金等収入	1,280
寄附金収入	1,124
その他の収入	841
投資活動による収入	3,931
施設費による収入	3,892
その他の収入	38
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	18,743

注)百万円未満切捨てにより表示しております。

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

医学部	医学科	480人（うち医師養成に係る分野 480人）
	保健衛生学科	340人
歯学部	歯学科	370人（うち歯科医師養成に係る分野 370人）
	口腔保健学科	116人
医歯学総合研究科	医歯科学専攻	110人（修士課程 110人）
	口腔機能再構築学系専攻	168人（博士課程 168人）
	顎顔面顎部機能再建学系専攻	120人（博士課程 120人）
	生体支持組織学系専攻	72人（博士課程 72人）
	環境社会医歯学系専攻	80人（博士課程 80人）
	老化制御学系専攻	40人（博士課程 40人）
	全人的医療開発学系専攻	32人（博士課程 32人）
	認知行動医学系専攻	76人（博士課程 76人）
	生体環境応答学系専攻	68人（博士課程 68人）
	器官システム制御学系専攻	116人（博士課程 116人）
保健衛生学研究科	先端医療開発学系専攻	84人（博士課程 84人）
	総合保健看護学専攻	58人〔うち修士課程 34人 博士課程 24人〕
生命情報科学教育部	生体検査科学専攻	42人〔うち修士課程 24人 博士課程 18人〕
	バイオ情報学専攻	65人〔うち修士課程 42人 博士課程 23人〕
	高次生命科学専攻	68人〔うち修士課程 48人 博士課程 20人〕
附属歯科技工士学校	60人	